

12月定例会

提出議案の主な内容

平成17年12月定例会は、12月1日に開会され、市長から諮問1件、議案8件、議員から発議案2件、また9月定例会で継続審査となっていた、各会計決算7件が審議されました。

人事

人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員の日暮俊幸氏の任期が満了しますが、引き続き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものです。

条例

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

人事院及び千葉県人事委員会の給与勧告に沿っての一部改正です。

主な内容

・ 公民給与の逆格差を是正するため、一般職の職員の

各給料表について、全てにわたり0.3%の引き下げ改定。

・ 配偶者に係る扶養手当の額を5000円引き下げ、1万3千500円から1万3千円に改める。

・ 年間の勤勉手当の支給率を0.05月引き上げ年間の期末・勤勉手当の支給率を4.4月から4.45月とする。

・ 民間の年間給与との実質的な均衡を図るため、本年4月から11月までの給料等の実質超過分については、本年12月の期末手当において調整する。

・ 俸給水準の引き下げ、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映など公務員給与と制度全般にわたる抜本的な構造改革を平成18年度から段階的に実施する（県人事委員会の勧告後、必要な措置を予定）

?? 人事院 ??

人事院の仕事は、国家公務員の給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、苦情の処理のほか人事行政の公正の確保及び利益保護等に関する事務を行っている。

意見書を国などに提出しました

真の「地方分権改革の確実な実現」に関する意見書（要約）

1. 地方交付税の所要総額の確保
平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。
また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。
2. 3兆円規模の確実な税源移譲
3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。
3. 都市税源の充実確保
個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。
4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施
政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。
5. 義務教育費国庫補助負担金について
地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。
6. 施設整備費国庫補助負担金について
施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。
7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置
税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。
8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正
地方財政計画と決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。
9. 「国と地方の協議の場」の制度化
「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的開催し、これを制度化すること。

八街市議会議長

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
経済財政政策・金融担当大臣 総務大臣 財務大臣
経済財政諮問会議民間議員

あて

議会制度改革の早期実現に関する意見書（要約）

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること。
2. 地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
4. 議会に附属機関の設置を可能とすること。
5. 議会の内部機関の設置を自由化すること。
6. 調査権・監視権を強化すること。
7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

八街市議会議長

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
地方制度調査会

あて